

第159回千葉県大規模小売店舗立地審議会

- 1 日 時：令和4年11月18日（金）午後2時05分から午後4時20分まで
- 2 場 所：ホテルプラザ菜の花 3階 菜の花1
- 3 出席者：千葉県大規模小売店舗立地審議会委員

渡辺委員、石川委員、小早川委員、尾形委員、河井委員、山崎委員、
朝倉委員（書面）

<事務局>

商工労働部経営支援課

4 開 会：

（1）成立要件の確認（県行政組織条例第32条第2項の規定により、委員の半数以上の出席があることから成立を確認した。）

（2）県行政組織条例第32条第1項の規定により、渡辺会長が議長となった。

（3）議事録署名人選出（議長が小早川委員と尾形委員の2名を指名した。）

（4）審議案件概略説明

<事務局>

本日の審議案件は、南房総市の（仮称）クスリのアオキ安房岩井店、船橋市の（仮称）クリエイトS・D船橋藤原店、栄町の（仮称）クリエイトS・D栄町安食店、東金市の（仮称）ドラッグコスモス東金田間店の新設4件の届出案件となっております。

以上、よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

5 議 事：

議題（1）：届出に対する県意見の審議について

【審議案件1 （仮称）クスリのアオキ安房岩井店（南房総市）】

<渡辺会長>

最初に、審議案件1の「（仮称）クスリのアオキ安房岩井店」に係る「株式会社クスリのアオキ」からの新設の届出に対する県意見案について審議を行います。

概要について事務局から説明をお願いいたします。

<事務局>

（審議資料及びスクリーンにより説明）

<渡辺会長>

それでは、ただいまの説明について何か御質問がございましたら、お願いします。

<各委員>

ありません。

<渡辺会長>

特にないようですので、各専門分野の委員の皆様方の御意見をいただきたいと思います。

それでは、交通について、小早川委員の意見をお願いします。

<小早川委員>

交差点需要率を計算した書類を見ると、最新の教本（平面交差の計画と設計 基礎編（平成 30 年 11 月 15 日発行））では使われていない古い用語が使われており、計算方法も古いのではないかと思った。元の交通量が多くないので大丈夫だとは思いますが、最新の計算方法で交差点需要率を算出しているかどうか、確認してもらいたい。

また、No.1 交差点の右折処理について、通常ではやらないような方法で計算されているため、一般的な方法によって計算して問題ないかどうかを確認してもらいたい。

【事務局補足】

交差点需要率とは、ピーク 1 時間当たりの車両数（設計時間交通量）と単位時間内に停止線を通り得る最大の車両数（飽和交通流率）の比率（設計時間交通量／飽和交通流率）のことをいう。平面交差の計画と設計 基礎編（平成 30 年 11 月 15 日発行）より

一般的に信号制御を考慮した 0.9 が円滑に交通処理できる判断基準とされている。

<渡辺会長>

騒音について、朝倉委員の書面意見をお願いします。

<事務局>

朝倉委員からは、県意見無しとする事務局案への意見はありませんでした。

設置者に対する助言等としては、「すべての騒音評価点において、昼間の等価騒音レベルおよび夜間最大値（定常騒音）予測値は基準値を下回っており問題ない。一方、来客車両走行音に関する夜間最大値の予測値については、隣地境界および住居側の評価点の両者において基準値超過となっているが、現況騒音と比較してそれらの値が低いため、問題はないとされている。しかしながら、計測された現況の等価騒音レベルは、あくまで時系列の騒音レベルを時間的に平均化した値を示しており、常に本施設から発生する夜間車両の最大音

圧レベルを、周囲で発生する他の騒音が上回るわけではなく、夜間の突発的な来客車両走行音等については、住民等に聞き取れる程度の音圧レベルとなる恐れがある。来客車両走行音等による住民の睡眠影響等の問題が発生しないよう、継続的に留意した運営をして頂くよう意見する。」との助言をいただいております。

<渡辺会長>

廃棄物・リサイクルについて、尾形委員の意見をお願いします。

<尾形委員>

概ね適正に廃棄物の減量化に取り組まれていると思う。

ただ、届出書18頁の「ア 法令への対応」の食品リサイクル法の対応について、何を対象にしてどのように対応するのか、もう少し具体的に記載してほしい。また、処分業者が決まり次第、報告いただきたい。

<渡辺会長>

街並みづくりについて、山崎委員の意見をお願いします。

<山崎委員>

街並みに配慮しているかどうかについて、店舗前面がどういう風に見えるのかわかる資料がないので、詳細がわからない。

雑種地のエリアは全て砂利で仕上げしており、景観に配慮しているとは思えない。緑地も見えないところなので、そこでがんばってもしょうがないのではとってしまう。街並みに配慮する際は、道路部分からどう見えるのかということ意識してデザインしていただきたいと思う。

<渡辺委員>

その他、委員の皆さまご意見ありますでしょうか。

<渡辺会長>

それでは、他に御意見もないようですので、本案件についての取りまとめを行います。

本案件に対する県の意見（案）については、「妥当である」としてよろしいでしょうか。

設置者に対する助言として、交通、騒音、廃棄物・リサイクル、街並みづくりについて、事務局から伝えるということにさせていただきます。

<各委員>

異議なし。

<渡辺会長>

それでは、そのように決定いたします。

【審議案件2 (仮称) クリエイトS・D船橋藤原店 (船橋市)】

<渡辺会長>

続いて、審議案件2の「(仮称) クリエイトS・D船橋藤原店」に係る「株式会社クリエイトエス・ディー」からの新設の届出に対する県意見案について審議を行います。

概要について事務局から説明をお願いいたします。

<事務局>

(審議資料及びスクリーンにより説明)

<渡辺会長>

それでは、ただいまの説明について何か御質問がございましたら、お願いします。

<各委員>

ありません。

<渡辺会長>

特にないようですので、各専門分野の委員の皆様方の御意見をいただきたいと思います。それでは、交通について、小早川委員の意見をお願いします。

<小早川委員>

この案件も交差点需要率の計算について、最新の教本では使われていない古い用語が使われており、計算方法も古いように見えるので、最新の計算方法で交差点需要率を算出しているかどうか、確認してもらいたい。

また、気になる点として、No.2とNo.3の交差点について、渋滞するのではないかということで、事前に確認したところ、調査時点において先詰まり等は発生していないとのことだったが、開店後に渋滞が激しくなるようであれば県警等と協議し、対策を検討してもらいたい。

<渡辺会長>

騒音について、朝倉委員の書面意見をお願いします。

<事務局>

朝倉委員からは、県意見無しとする事務局案への意見及び設置者に対する助言等ともありませんでした。

<渡辺会長>

廃棄物・リサイクルについて、尾形委員の意見をお願いします。

<尾形委員>

届出書16頁の「ア 法令への対応」の部分に関して、「食品廃棄物は、食品リサイクル法の基本方針に基づき、発生抑制・減量・再利用に努めます。」とあるが、何を対象にどのように対応するのか具体的に記載していただきたい。

同じページの「イ その他廃棄物減量化・リサイクルの取組」についても、「従業員に廃棄物の分別・減量化の啓発を行います。」とあるが、廃棄物減量化・リサイクル推進のためには従業員の意識強化が重要になってくるので、具体的にどう考えて、どのような行動をとるのか、しっかりと考えていただきたいと思う。

また、処分業者が記載されていないので、決まり次第、報告していただきたい。

<渡辺会長>

街並みづくりについて、山崎委員の意見をお願いします。

<山崎委員>

まず、景観的な配慮で言うと、道路側から見える側の緑地の地盤面が防草シートとある。なおかつ低木のシャリンバイは緑地全体に植栽するとある。店舗の裏側は目につかないので、防草シートでもよいと思うが、景観アイテムとして防草シートというのはどうかと思う。

例えば駐車場回りなど人目につくところはシャリンバイを積極的に植えて、防草シートに関しては見えないところで使うなど、使い分けをされた方がよいのではないかと思う。

また、壁面緑化で使用するツル植物というのは通常売っているものでも30cm程度しかない。計画では高さ4メートルまで緑化するといっているが厳しいのではないかと思う。

4メートルのツルを作るのは大変な費用がかかるので、どういう面積根拠で出しているのかと思う。今後施工するときには、景観に配慮した工夫をしてもらいたいと思う。

<渡辺委員>

その他、委員の皆さまご意見ありますでしょうか。

<渡辺会長>

それでは、他に御意見もないようですので、本案件についての取りまとめを行います。

本案件に対する県の意見（案）については、「妥当である」としてよろしいでしょうか。
設置者に対する助言として、交通、廃棄物・リサイクル、街並みづくりについて、事務局から伝えるということにさせていただきます。

<各委員>

異議なし。

<渡辺会長>

それでは、そのように決定いたします。

【審議案件3 （仮称）クリエイトS・D栄町安食店（栄町）】

<渡辺会長>

最初に、審議案件3の「(仮称) クリエイトS・D栄町安食店」に係る「大和ハウス工業株式会社」からの新設の届出に対する県意見案について審議を行います。

概要について事務局から説明をお願いいたします。

<事務局>

(審議資料及びスクリーンにより説明)

<渡辺会長>

それでは、ただいまの説明について何か御質問がございましたら、お願いします。

<各委員>

ありません。

<渡辺会長>

特にないようですので、各専門分野の委員の皆様方の御意見をいただきたいと思います。

それでは、交通について、小早川委員の意見をお願いします。

<小早川委員>

この案件も交差点需要率の計算について、最新の教本では使われていない古い用語が使われており、計算方法も古いように見えるので、最新の計算方法で交差点需要率を算出しているかどうか、確認してもらいたい。

来退店経路を見ると、左折入庫・左折出庫をさせるために店舗近くにきた車を迂回させているが、この経路は非現実的と思われる。事前に確認したところ、警察との協議で右折入出庫には安全上問題があってこの経路となっているとのことだが、実際は右折する車が多い

のではないかと思う。

むしろ右折入出庫を認めた上で、安全対策を講じるのが筋ではないかと思う。ただ、今回は交通協議の結果ということなので、これはこれで構わないが、開店後に問題がなければ右折の入出庫について交通協議を行い、安全対策をとれるのであればこれを認めてあげた方が安全上良い方に行くのではないかと思う。

<渡辺会長>

騒音について、朝倉委員の書面意見をお願いします。

<事務局>

朝倉委員からは、県意見無しとする事務局案への意見及び設置者に対する助言等ともにありませんでした。

<渡辺会長>

廃棄物・リサイクルについて、尾形委員の意見をお願いします。

<尾形委員>

廃棄物等保管施設の容量について、排出予測量（6.3 m³/日）と保管可能な容量（6.35 m³）が近似しているので、廃棄物の排出や管理の計画について適切に行われるよう留意していただきたい。

届出書13頁の「ア 法令への対応」の食品リサイクル法の対応について、何を対象にしてどのように対応するのか具体的に記載していただきたい。

また、同じページの「イ その他廃棄物減量化・リサイクルの取組」の中の従業員の啓発についても、どのような考えでどう対応するのか、具体的に考えてもらいたい。

処分業者について、決まり次第記載していただきたい。

<渡辺会長>

街並みづくりについて、山崎委員の意見をお願いします。

<山崎委員>

店舗の話ではないが、街路樹が店舗近くにあるが、店舗前は抜けてしまっている。街並みや道路景観をしっかり整備してもらいたいと思う。

気になるのが駐輪場で、店舗前に6台（駐輪場②）と店舗脇に61台（駐輪場①）と設定しており、店舗脇の駐輪場①はそこに駐輪場を止めてから一旦道路に出るという動線になっている。

これには歩行者と自転車の交錯が起こるのではないかという懸念があり、駐輪場①への

出入口はもっと大きくした方が良いのではないかと思います。

本来ならば駐輪場から店舗入口までを敷地内で移動できれば良いと思うが、子どもを乗せた自転車などはそんなに簡単に曲げられるものではないので、安全面には注意を払ってもらいたいと思う。

<渡辺委員>

その他、委員の皆さまご意見ありますでしょうか。

<渡辺会長>

それでは、他に御意見もないようですので、本案件についての取りまとめを行います。

本案件に対する県の意見（案）については、「妥当である」としてよろしいでしょうか。

設置者に対する助言として、交通、廃棄物・リサイクル、街並みづくりについて、事務局から伝えるということにさせていただきます。

<各委員>

異議なし。

<渡辺会長>

それでは、そのように決定いたします。

【審議案件4 (仮称) ドラッグコスモス東金田間店 (東金市)】

<渡辺会長>

最初に、審議案件4の「(仮称) ドラッグコスモス東金田間店」に係る「株式会社コスモス薬品」からの新設の届出に対する県意見案について審議を行います。

概要について事務局から説明をお願いいたします。

<事務局>

(審議資料及びスクリーンにより説明)

<渡辺会長>

それでは、ただいまの説明について何か御質問がございましたら、お願いします。

<各委員>

ありません。

<渡辺会長>

特にないようですので、各専門分野の委員の皆様方の御意見をいただきたいと思います。
それでは、交通について、小早川委員の意見をお願いします。

<小早川委員>

この案件も交差点需要率の計算について、最新の教本では使われていない古い用語が使われており、計算方法も古いように見える。この店舗はそこまで交通量が多くないので大丈夫だと思うが、最新の計算方法で交差点需要率を算出しているかどうか、念のため確認してもらいたい。

また、今回審議を行った4件全てが、交差点需要率の計算書類の中で、最新の教本にない古い用語を使っており、計算方法も古いように見えた。事務局へのお願いとして、これがなぜ起きているのか原因を調べていただき、県警など関係機関にもこれで問題がないのか確認してもらいたい。

何故かという、今はさらに一歩先にいって、交差点需要率の計算のもとになる飽和交通流率（交差点の処理可能能力）を実測することが推奨されている。

交通分野では設置者から提出された資料を基に審議を行うことになるので、飽和交通流率の実測などは難しくても、せめて最新の計算方法で交差点需要率は算出するようにしてもらいたい。

<渡辺会長>

騒音について、朝倉委員の書面意見をお願いします。

<事務局>

朝倉委員からは、県意見無しとする事務局案への意見及び設置者に対する助言等ともにありませんでした。

<渡辺会長>

廃棄物・リサイクルについて、尾形委員の意見をお願いします。

<尾形委員>

届出書18頁の「イ その他廃棄物減量化・リサイクルの取組」の中の営業活動における取組について、社内での再生紙の利用などが記載されているが、その他にも店内での営業活動における取り組みであったり、廃棄物の分別やリサイクルに関する取組についても記載していただきたい。

また、処分業者が決まり次第、報告いただきたい。

<渡辺会長>

街並みづくりについて、山崎委員の意見をお願いします。

<山崎委員>

接道からの駐車場の見え方とか、駐車場の境がフェンスなのかブロックなのか、そういうもののイメージが伝わる資料を見せていただければよかったと思う。外から見たときにただ車が並んでいるのが見えるのではなく、ちょっとでも景観への配慮がある緑やフェンスなどが見れるよう工夫していただきたいと思う。

<渡辺委員>

その他、委員の皆さまご意見ありますでしょうか。

<河井委員>

閉店時間が午後9時50分で駐車場が午後10時までとなっており、何かあるのかなど。逆にそういう風に時間を決めているならしっかり守っていただきたいと思う。

<事務局>

騒音の考え方として、昼間と夜間とに分けており、その境目が午後10時となっている。午後10時を過ぎて来客の車両があると夜間最大値などの予測も発生してくる。設置者としては夜間の来客車両の活動などを避けるために午後9時50分までの営業としたものと思われる。

<渡辺会長>

それでは、他に御意見もないようですので、本案件についての取りまとめを行います。

本案件に対する県の意見（案）については、「妥当である」としてよろしいでしょうか。

設置者に対する助言として、交通、廃棄物・リサイクル、街並みづくりについて、事務局から伝えるということにさせていただきます。

<各委員>

異議なし。

<渡辺会長>

それでは、そのように決定いたします。

議題（２）：届出に対する県意見の報告等について

配付資料（届出状況一覧）の補足説明を行ったほか、次回開催の第160回千葉県大規模小売店舗立地審議会の日程について説明した。

6 閉 会：午後4時20分閉会